平成２４年（フ）第２４７６号
神奈川県大和市桜森２丁目27番４号　ウインビュー大和桜森402号
債務者　持丸　幸雄
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８０号
横浜市中区寿町３丁目９番地12　平成館705号室
債務者　宮城　栄作
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８１号
横浜市港北区日吉本町２丁目61番８号　スターフィールド日吉201
債務者　藤井　芳江（旧姓中岡）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４９３号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目39番地１　コーポカネキＡ―102号
債務者　齋藤　才允
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４９４号
横浜市鶴見区尻手２丁目９番15―615号
債務者　金子　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２７号
栃木県下野市笹原45番地２
債務者　谷田貝　仁
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６３号
栃木県宇都宮市下金井町917番地８
債務者　齋藤　仁美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７１号
栃木県宇都宮市砥上町1651番地５
債務者　篠原　正江
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６８号
川崎市宮前区平１丁目９番８―403号
債務者　藤原　雅之
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
栃木県日光市大室1839番地65、前住所栃木県日光市塩野室町1872番地66
債務者　安達　一男
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７０号
栃木県矢板市中2013番地１　ベルハイツ101号、前住所栃木県大田原市末広３丁目2831番地19　コーポ青葉Ⅰ―202号
債務者　能登　卓也
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８３号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅５号棟309号室
債務者　大垣　　静
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８９号
栃木県宇都宮市日の出１丁目５番９号　市川マンション503、前住所栃木県宇都宮市南一の沢町２番７号
債務者　鈴木　信之
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１７６号
横浜市神奈川区沢渡３番地12　クリエイト小柳101号
債務者　高光紗和子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７８号
静岡市駿河区緑が丘町１番26―202号
債務者　野沢えり子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７２号
栃木県那須塩原市東栄２丁目６番42号　ラーバンハウスⅡ―202号
債務者　大森　寛勝
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係